

相良村 がん患者アピアランスケア推進事業 Q&A

R8.4.1時点

No.	質問	回答
対象者について		
1	相良村に居住しているが、住民登録はA市にある場合、申請できますか。	申請日時点で相良村に住民登録がある方が対象となります。申請については、A市にお問い合わせください。
2	現在相良村に住民登録がある方が、ウィッグを購入した時はA市に住んでいました。申請先はどちらになりますか。	申請日時点で住民登録がある相良村となります。
3	現在相良村に在住だが、転出予定がある場合、もし交付決定後に転出した場合、請求はできますか。	申請日時点で相良村に住民登録がある方は、その後転出しても(転出日が申請日以降であれば)原則として、申請が済んでいる分については助成の対象となります。
4	現在がん治療を受けていませんが、過去にがん治療を受けており、その治療によって脱毛の症状があります。対象となりますか。	対象となります。がん治療を受けたことがわかる書類(申請に必要な書類参照)をご提出ください。
5	就労を前提としない場合でも対象となりますか。	対象となります。
6	所得制限はありますか。	ありません
7	年齢制限はありますか。	ありません。ただし、18歳未満の方については、法定代理人(原則として保護者)を申請者としてください。
8	他の自治体や民間団体でウィッグの助成を受けた場合は申請はできますか。	他の制度で助成を受けた方は対象外としています。
9	一度ウィッグ助成を受けた方ががんが再発し、新たなウィッグを購入した場合、申請はできますか。	補助対象者1人につき、1回が限度となりますので、過去に同様の制度で助成を受けた方は対象外となります。
10	申請時点で亡くなっている対象者について申請はできますか。	申請時点で亡くなられている場合は対象となりません。

No.	質問	回答
助成の対象について		
11	助成対象となるウィッグ等とは何ですか。	ウィッグ(医療用、医療用以外を問わない)、装着用ネット、毛付き帽子ほか、相良村長が認めるものとなります。
12	助成対象となる乳房補整具等とは何ですか。	補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房(エピテーゼ)ほか、相良村長が認めるものとなります。
13	助成対象外となる経費は何ですか。	・付属品及びケア用品(クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタンド、商品を保管する容器など)、購入のために要する送料、交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等にかかる費用、サイズ調整代、カット代、セットに係る経費は助成対象外となります。
14	ウィッグ本体とセットになっているメンテナンス用品(ウィッグに同梱されているブラシやスタンド、ウィッグとシャンプーがセット商品として販売されている場合など)は、対象となりますか。	一体として販売され、分離できないものは、助成の対象となります。
15	ウィッグとは別に購入したメンテナンス用品(スタンド、ブラシ、シャンプー、クリーナーなど)は対象となりますか。	対象外です。
16	助成金額はいくらですか。	補助基準額は、「補助対象経費の2分の1」と「20,000円」のいずれか少ない方の額となります。
17	ウィッグ等と乳房補整具等はそれぞれ申請できますか。	ウィッグ等と乳房補整具等は別の区分となりますので、それぞれ申請できます。ただし、その場合、申請書と添付資料はそれぞれ必要となります。
18	ウィッグは必ず、医療用であることの制限はありますか。	がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグであれば、医療用・美容用は問いません。
19	ウィッグと乳房補整具等を申請する場合、同時に申請する必要がありますか。	同時でも別々でも申請が可能です。
20	2万円以内のウィッグを複数購入しました。全て助成の対象となりますか。	複数のものを合算して申請可能です。ただし、同じ区分の用具の申請は1人1回のみとなりますので、複数購入した場合は一度に合わせて申請してください。
21	レンタルやサブスクリプション方式での代金対象ですか。また、ウィッグを自作した場合の材料費は対象となりますか。	レンタルやサブスクリプション方式での代金は対象外です。

No.	質問	回答
22	ウィッグを自作した場合の材料費は対象となりますか。	自作の材料費は対象外です。
23	インターネットオークションやフリーマーケット(フリマサイト含む)で購入した場合は対象となりますか。	インターネットオークションやフリーマーケット(フリマサイト含む)、知人からの購入など、個人間取引による購入は対象となりません。
24	ポイントやクーポンで支払った金額は対象となりますか。	ポイントやクーポンで支払った金額も対象となります。ただし、領収書に記載の金額が、ポイントやクーポンで支払った分を含めた金額である必要があります。
25	部分用ウィッグや毛付き帽子、医療用帽子は助成の対象となりますか。	部分用ウィッグや毛付き帽子、医療用帽子(医療用以外の帽子も含めます)は助成の対象となります。
26	いつ購入したウィッグでも申請は可能ですか。	購入日から1年以上経過したものは申請できません。
27	令和8年3月31日以前に購入したものは対象になりますか。	令和8年3月31日以前に購入したものは対象になりません。
28	過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除のため、ウィッグや乳房補整具等を購入した場合、助成対象となりますか。	治療した時期については制限を設けていません。がん治療が終了した方でも対象となります。ただし、申請期限は購入日から1年以内となります。
29	数年前に乳房切除を受けた方が、治療を証明する書類を保管していない場合は、どうしたらいいですか。	治療を証明するための書類で確認する必要がありますので、治療を受けた医療機関に証明書の発行を依頼してください。
30	再発・別の部位の罹患により治療中です。最初の治療の時に助成を受けた方が、今回も申請できますか。	助成は1人1回限りとなりますので、同じ区分での申請はできません。ただし、1回目の助成ではない区分であれば、申請することができます。(例:1回目に「ウィッグ等」の助成を受け、2回目に「乳房補整具等」の助成を受けることは可能です。)
31	がん以外の病気等で脱毛した場合も対象になりますか。	がん治療による外見の変化を補完する用具の購入費用助成を目的としているため、がんの治療の副作用による脱毛に限ります。
32	人工乳頭は対象となりますか。	人工乳頭も人工乳房に含まれるため、申請可能です。
33	両側乳がんの場合は、助成金額の上限額は4万円となりますか。	両側であっても県の補助基準額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額と20,000円のいずれか少ない方の額となります。
34	乳房補整具は乳がんの場合のみ対象となりますか。	がん治療によるものであれば、申請は可能です。

No.	質問	回答
35	乳房再建手術の費用は対象となりますか。	乳房再建手術の費用は対象となりません。
36	購入費用に消費税は含まれますか。	購入費用には、消費税を含みます。
37	領収書にはどのような記載が必要ですか。	①申請者本人の氏名 ②購入日 ③購入金額の内訳 ④品名の内訳※助成対象商品であることが分かる記入が必要。 ⑤領収書発行者の名称及び住所
38	領収書の宛名が空欄又は氏名が入っていない場合(上様など)は申請はできますか。	領収書の宛名には申請者の氏名が必要です。
申請に必要な書類について		
39	申請に必要な書類のうち、「がん治療を証明する書類」はコピーで可能ですか。	コピーで可能です。原本の場合、返却出来ない、または遅くなる場合もありますので、コピーの提出をお願いします。
40	領収書はコピーでの提出は不可ですか。	コピーでの申請は可能です。
41	領収書を他でも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	申請時に原本を持参していただければ、コピーを取って原本をお返しいたします。
42	インターネット通販で購入した・クレジットカードで購入した場合など、領収書がありませんが、申請はできませんか。	クレジット会社からの請求明細や、受注確認のメールを印刷したものなど、購入内容及び支払内容が確認できる書類を提出ください。 申請者の氏名、購入日、購入金額、品名の内訳、購入元が必要です。
43	実際にウィッグを使用する人が18歳未満です。申請は誰がすれば良いですか。	対象者が18歳未満の場合は、法定代理人(原則として親権を有する父母その保護者)が申請者として申請をお願いします。委任状(様式第2号)は不要です。なお、その場合子どもと保護者の続柄が確認できる書類(続柄が入った住民票等)と保護者の本人確認ができる書類を添付して申請してください。
44	対象者がやむを得ない事情で申請できません。代理人(配偶者や親など)が申請しても良いですか。	可能です。その場合、委任状(様式第2号)のご提出をお願いします。

No.	質問	回答
45	申請書類等に消えるボールペン(フリクション等)を使用してもいいですか。	申請書類等の記入に消えるボールペンは使用しないでください。
申請の流れについて		
46	購入前に申請してもいいですか。	申請は購入後にお願いします。
47	申請の方法は。	相良村役場保健福祉課保健係で受け付けています。窓口への来所が難しい場合はご連絡をください。また、個別相談も可能です。事前に連絡をいただき、日程調整後に手続きを行います。